

名古屋地方裁判所委員会（第7回）議事概要

1 日時

平成18年11月21日（火）午後1時30分から午後5時00分まで

2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

3 出席者

（委員） 大橋裕志，小野浩子，加藤令吉，下目美雪，大海和久，天童睦子，中野慧子，水谷研治，山田昌，相羽洋一，津熊寅雄，森脇勝（委員長），渡辺修明（敬称略）

（説明者） 中村直文（民事部裁判官）三木英一（事務局長），黒田信行（名古屋第一検察審査会事務局長）

（事務担当者） 柴田秀樹（刑事部裁判官），笹本忠男（名古屋簡裁裁判官），鈴木叡毅（民事首席書記官），岡庭主典（刑事首席書記官），江口和明（名古屋簡裁首席書記官），新原泰隆（総務課長）

4 議題

協議テーマ「国民の司法参加の現状とそのあり方」

5 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 報告（三木事務局長）

① 前回委員会での指摘に基づき，執行センター閲覧コーナー備え付けの競売物件ファイルを閲覧しやすくするために，背表紙に不動産の所在地及び種類等を表示することとした。

② 前回委員会後に実施した裁判員制度広報について

(3) 協議テーマに関する説明等

① 民事裁判における国民の司法参加の現状－調停委員，司法委員，専門委員，労働審判員について（中村裁判官）

② 検察審査会について（黒田検審局長）

(5) 協議テーマに関する意見交換

発言要旨は別紙1のとおり

(8) 次回テーマについて

「裁判員の選任手続について」

(9) 次回期日

平成19年5月29日（火）午後1時30分から午後5時まで

(別紙1)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者等)

- 検察審査会の選定手続や活動実体を知ることができて参考になった。専門委員の制度等もよく活用されているようであり，国民の司法参加についてはこれだけのことをやっていけばもういいんじゃないかと思った。
- 司法委員と専門委員について質問がある。司法委員は簡裁の制度だが，専門委員の所轄はどこなのか。司法委員と専門委員の住み分けはどうなっているのか。司法委員の委嘱状況はどうなのか。自分が証人として簿記関係の話をしたときの経験からも、裁判手続には専門家をもっと使った方がよいと思う。
- △ 専門委員の活用は高裁地裁簡裁いずれでもできるが，実際には地裁のある程度難度の高い専門的な訴訟で活躍している。司法委員は簡裁のみの制度であり，専門委員とは活躍の場が異なる。
- △ 司法委員は60歳から75歳の人が多い。弁護士や元簡裁判事の人も多く，調停委員と兼務の人も多いが，半数以上は，法曹関係者以外の一般の人である。簡裁の訴訟は訴額が少ないので，専門委員を簡裁の訴訟で使うことはない。
- 専門的知識の必要な訴訟には，早い解決のためにも専門家をどんどん活用してほしい。若い専門家も活用してほしい。
- △ 専門委員には年齢制限はなく，若い人が専門委員になっているケースもあると思う。専門委員の役割は専門分野に関する知識や実情，専門用語等の説明である。
- 調停委員を終えたあとで，司法委員をすることになった知人がいる。いったん断った後で引き受けることになったようだが，そういう話を民間人が聞くと選任の重みがなくなってしまうのではないか。
- 調停制度の利用者は急増しているようであるが，それに応じて調停委員の数も増えているのか。調停委員の負担が相当増えているのではないか。調停の成立までの期間や調停成立の割合は変化があるのか。
- △ 権利義務関係のない調停申立てもかなりあり，その場合は成立に向けての説得はしないので，調停の成立率をあまり重要視しているわけではない。多重債務者が申し立てる特定調停では，サラ金業者は調停に出てこないのので，裁判所が調停に代わる決定をして，調停で合意ができたのと同じ効果で終わらせている。また，多重債務者に支払の原資がなくて，取下げになったり，調停をしないこともかなりある。したがって，調停の当事者双方が出てきて調停が成立するのは1割くらいである。特定調停は，制度が始まって事件数が急激に伸びたが，その後減ってきている。調停委員数は，事件数が増加したときに年に50人，60人と増やしていたが，最近は事件数も減ってきているし，再任の方も多いので，新規の選任はほとんどな

- い。事件数も減っており、現在の調停委員数で十分間に合っている。
- 検察審査会のことは本日初めて知ったが、裁判との関わりがよくわからない。
 - △ 検察審査会の議決結果は検察官に通知するが、議決結果には検察官への強制力はない。検察審査会法は平成16年に改正されており、裁判員制度と同じ頃に施行されると思うが、施行後はある一定の要件の下、検察審査会の議決が検察官に対して拘束力を持つようになる。
 - 検察審査会はこれまでにとても難しい事件をたくさん扱ってきているようだが、本当に素人でもできるのか。
 - △ 検察審査会は一般国民の視点で不起訴の善し悪しを判断する制度であり、法律の専門家は検察審査員になれない。
 - 検察審査会の11人には、法律専門家は1人もいないが、この11人で全部を決めている。検察審査会は、有罪無罪を決めるわけではなく、紛争解決をするわけでもない。検察官の処分に対して意見を述べる制度である。
 - どのような方法でくじ引きをしているのか。くじ引きで当たると断れないのか。病気の場合はどうなのか。一度当たると、もう一生当たらないのか。
 - △ 検察審査会のくじは、福引きで使うようなガラガラに100個の玉を入れ、検察庁、裁判所、市町村の立合の下、くじ引きをしている。一度当たると同一年度中は再度当たらない。
 - △ 裁判員制度では、裁判員に一度選ばれると5年間は辞退できる。病気を理由に辞退できる場合もある。裁判所からの調査票に記載した差し支え理由で、呼出を受けないこともあるし、裁判所からの呼出に応じて出頭し、裁判長からの質問の応答等により、辞退できる場合もある。
 - 検察審査会のこと載っていた新聞記事の意味が、今日やっと理解できた。
 - △ 比較的最近の検察審査会の議決について新聞に記事が載った。検察審査会の会議の具体的な内容は守秘義務があって話せないが、申立てがあって検察審査会が数回の審査を重ねて出した結論が記事になっている。議決結果が新聞記事に掲載されると、検察審査会制度自体の周知にもなる。
 - 一般の人は検察審査会に申立てができることをあまり知らないと思う。
 - 検察審査会の制度は、国税の不服審判所に似ていると思うが、検察審査会はいくじで素人が国を相手に行っているのですごくいいことだと思う。しかし、検察審査会のことはいちよっとな一般の人にも知らしめる必要があると思う。新聞記事を読むと、検察審査会が検察に再捜査をするように持ち込んだということは、検察審査会の正義が勝ったという意味で手柄のようにも読める。
 - 検察審査会制度の役割は検察官の不起訴処分が相当か否かの審査である。被害者又は遺族の申立か職権で取り上げられた事件について審査をして、審査結果を検事正に伝えるという制度である。審査結果は、検察審査会がその役割に誠実に取り組んで職責を果たした結果であり、その結論の内容

によって正義か否かが分かれるわけではない。

- 検察審査会は裁判員制度にかなり参考になると思うが、参考にしたのだろうか。検察審査会は本当に素人11人でちゃんとやれているのか。実際の審査はどのように行っているのか。
- △ 検察審査会で取り扱う事件については、まず検察庁から記録を送ってもらう。その中から判断に必要な部分を検察審査会の事務局でコピーして審査員に読んでもらい、審査員が申立の理由等と突き合わせて検討協議する。審査員が希望すれば、記録の全部を読むこともできる。
- 調停委員はかなりの専門家だと思うが、検察審査会では素人が11人集まって膨大な資料を読むことができるのか、適当にやらざるをえないののではないか、ちゃんとやろうと思うと専門家に任せざるをえないのではないか。
- △ 検察審査会は検察官の不起訴に対して国民が関わる制度である。検察審査会は、有罪か無罪かを決めるわけではなく、不起訴が妥当か否かを判断するものである。検察審査会では、事務局が分かりやすい資料を出したり、資料の重要度をランク付けするなど、審査員の負担をなるべくかけないようにする努力をしている。
- 検察審査会は昭和23年から続いており、国民を信頼して国民の判断を活かしている制度である。
- 国民の司法参加の具体例を伺って非常に勉強になったし、検察審査会が国民の良識の参加という点で十分に機能していることがよく分かった。裁判員制度では、くじで候補者に当たっても良識に欠けると判断されて裁判員に選ばれないケースが出てくると思うが、その線引きは誰がどこでするのか。
- △ 本人の言動から公正な裁判をすることが期待できない場合は裁判員から除かれることになっている。それは、裁判員候補者に対する質問票や裁判所に来てもらった際の質問の回答から判断する。
- 候補者の選任の際に何を良識と判断するのかは慎重であるべきだと思う。セクハラや裁判例等で国民の常識とはかけ離れたものがあり、裁判所のジェンダー比率が気になった。
- △ 裁判所は以前は女性が少なかったが、現在は女性の割合が増えて、世間並みになっている。
- 他の官庁と比べると裁判所は女性の比率が高いのではないか。
- 検察審査会について、一般の人だけでよく立派にされていると感心した。調停について、セクハラやDVなどの事件で、調停委員が女性の立場を理解されないような発言をされたというようなことを聞いたことがある。調停委員の研修などを充実させてほしい。また、一般の調停委員はどのように選任されているのか。
- △ 弁護士会や現職の調停委員や各業界団体から推薦された方や自薦の人を面接して選任している。

- 裁判員制度が始まった際に、常識を身につけていなかったり、公の場で発言することに慣れていない裁判員が公の場で発言するととんでもないことになるので、国民に対する教育の必要があるが、本気で教育するつもりなのか。教育に要する人件費や教育効果を考えているのか。裁判員制度が始まったら毎日教育しなければならなくなるが、本気なのか。教育は今までも相当されており、努力の結果は既に表れていると思う。模擬裁判に参加した際は、私の考えた刑は厳しいと思ったが更に厳しい人もいた。いろいろな模擬裁判の結果をみて、判決は以前に比べて厳しくなっているんじゃないかと思う。一般国民の感覚を学ぶという効果は既に出てるからもういいんじゃないか。
- 常識には物差しがないので、いろんな人がいていいんじゃないかと思う。いろんな人がいてこそ物事は発展していくと思う。
- 国民の常識を改めさせようなどと大それたことは考えていない。あるがままの状態で裁判員として来てもらえばいい。相手を傷つけるようなことだけは避けなければならないが、そこは裁判官がフォローすることになる。その可能性があるから裁判員にしないということでは国民の意見を反映しようという裁判員制度とは矛盾してしまう。量刑の問題も、過去の裁判例などは、大ざっぱなものを示して、それで量刑がぶれてもいいというのも一つの考え方ではないか。判断主体が変わる以上は量刑が変わるのもやむを得ないと思う。
- 検察審査会のことは初めて知った。検察審査会制度のことをもっと宣伝したらいいと思った。
- 裁判員制度ではくじ引きで裁判員として適正な人が出てくるのだろうか。裁判員制度では検察審査会の教訓を活かせると思う。
- 労働審判で取り扱った事件数がすごく少ないと思う。PRはしているのか。
- △ 一般的な宣伝活動に留まり、特別な宣伝活動はしていない。全国的にみると名古屋の件数が少ないということはない。
- 労働審判の申立件数は、スタート当初の4月は多くてその後は少し下がって安定しており、新しい制度としてうまく動いていると思う。
- 労働審判制度は一定の成果が出ていると思うが、労働相談センターに来る相談者も、この制度はあまり知られていないようであり、更にPRに努力していただきたい。
- 労働審判制度は期日を3回しか開くことができないので、最初の期日から準備が必要となるし、3回で解決できるような内容の必要があり、労働審判制度にふさわしい事件がある程度限定されるのはやむを得ないと思う。
- 名古屋地裁短信は一般の人が対象なのか。専門用語が出ていたり、文章が一般の常識的なものを超えた長さであることから堅く感じる。文章中にカタカナがなくて感心しているが、英語の表題等をつける必要はないと思う。
- △ 名古屋地裁短信は法科の大学生等を念頭に置いており、大学や図書館等に

送付している。また、費用の面で、少ない紙面に字をたくさん詰め込んだものになっている。